貴自治体名 知多市

懇談日時<u>10月26日(水)</u> 午前 ・ 午後 3時15分~ 4時15分

懇談会場 書庫棟会議室1 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2016年自治体キャラバン請	願・陳情項目についてのアンケート				
【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課(福祉課	引電話(0562-33-3151)FAX(0562-32-1010)				
①保険料の市町村独自の低所得者への減免措	置がありますか。				
(O)ない ()ある→実施年月(⁴					
②利用料の市町村独自の低所得者への滅免措					
()ない (○)ある→実施年月(2003年					
③特別養護老人ホームの待機者について	-747				
1)特別養護老人ホームの待機者(要介護3以	上)は、何人ですか。(73)人(2016年 4月現在)				
2)要介護1、2で待機状態にある人を把握して					
()把握していない (O)把握し					
④介護給付費準備基金について					
2014年度末の残高(999,945)千円 2015	年度末の残高(1,413,236)千円 ※決算前の場合は見込額				
⑤地域包括支援センター設置数(1)カ所 直					
職員配置人数(15)人 正職員(11)人、	非正規職員(4)人				
地域包括支援センターの設置圏域の基準をご	ご記入ください				
・地理的条件、交通事情その他社会的条	件を考慮				
・小学校区の組み合わせ基本					
⑥施設入所前健康診断費用の助成について					
	(○)助成していない				
⑦紙おむつ、衛生用品の費用助成について	(O)助成している 2015年度実績(介護用品購入件				
3,000 円/枚・・・35 人、639 枚)件					
	()助成していない				
⑧介護保険における通院時の院内介助について	【 (○)認めている ()認めていない				
⑨介護保険における入院中のヘルパー派遣につ	っいて ()認めている (○)認めていない				
⑩住宅改修の受領委任払い制度を実施していま	すか。				
(○)実施している→実施年月日(2006年 4月	引1日) 2015年度実績(302)件				
()検討中である ()実施の予定	がない				
⑪福祉用具の受領委任払い制度を実施していま					
(○)実施している→実施年月日(2006年 4月	1 1 日) 2015年度実績(359)件				
()検討中である ()実施の予定	がない				
⑩高額介護サービス費の受領委任払い制度を実	だ施していますか。				
()実施している→実施年月日(年	月 日) 2015年度実績()件				
()検討中である (O)実施の予定がな					
⑬配食サービスについて、該当項目に○印を付り					
実施の有無	(O)実施している()していない()検討中である				
配 実施の回数(週○回昼・夕などと記入)	週7日 昼・夕のどちらか1食				
食 1 日平均利用者数(2015年度)	総延べ食事数(22,313)食÷年間配食日数(366)日				
食 1日平均利用者数(2015年度) 総延べ食事数(22,313)食÷年間配食日数(36)方 方 二日当たり平均(61)食 1食かたりの助成類 市民税非課税者380円 市民税課税者380円					
1 食あたりの助成額	市民税非課税者 380 円、市民税課税者 280 円				
1 食あたりの利用者負担額	市民税非課税者 300 円、市民税課税者 400 円				
実施の有無	()実施している(O)していない()検討中である				
会 実施の回数(週○回昼・夕などと記入)					
食 1日平均利用者数(2015年度)	総延べ食事数()食÷年間配食日数()日				
4-					

1 食あたりの利用者負担額 ④独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について

1食あたりの助成額

()実施している (O)していない ()検討中である 実施の有無

対象事業の名称		
対象者の要件		
1カ日亚均利田考宝	数(2015年)	

⑤住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成	助成制度の有無 (〇)助成制度がある ()助成制度はない ()検討中である							
	(O)介護保険に上乗せして実施している							
	上乗せの助成	額	市民税非課税世	利用者実数(2015年度)	74 件			
生旧			帯:40 万円以内					
制度内			市民税課税世					
内			帯:10 万円以内					
谷	容 ()介護保険利用者以外の助成制度がある							
	対象者と、その)要件						
	助成額			利用者実数(2015年度)				

⑩ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯で要件を満たした方について民生委員が訪問し、生活状況の調査や緊急連絡先などの登録を行い安否確認をしている。また、ひとり暮らし高齢者については、希望される方に老人クラブ員による友愛訪問を毎月1回実施し、安否確認をしている。

食事サービスの配食の際には、弁当を手渡しして安否確認をしている。

買い物支援については、市の施策の中に該当するものはない。

⑰高齢者や障害者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

100	O .					
	実施の有無		(O)実施している()していない()検討中である			
	地域巡回バスの	名称	知多市コミュニティ交通あいあいバス(北部、東部、南部コース)			
	利用料		高齢者(歳以上)()円、障害者(0)円			
			一般(200)円、子ども〈 歳~ 小学生 歳〉(100)円			
			※ 平成28年10月から、障害者(0)円			
			一般(100)円、子ども〈 歳~ 小学生 歳〉(無料)円			
116	その他特記事項	į	未就学児と身体障害者・養育・精神障害者保健福祉手帳を提示した			
地域			方とその介助者1名は無料。			
巡			回数券 12回分 2,000 円			
域巡回バス			定期券(75歳以上限定)1か月 2,000円			
バス			※平成 28 年 10 月から			
			未就学児と身体障害者・養育・精神障害者保健福祉手帳を提示した			
			方とその介助者1名は無料。			
			回数券 13 回分 1,000 円			
			定期券(75 歳以上限定)1か月 1,000 円			
			無料あいパス 1年間無料(市内在住の 65 歳以上で運転免許自主返			
			納者)			
	2015年度の運行	亍実績	北部 8,279 人 東部 25,295 人 南部 29,447 人			
タ	実施の有無		(O)実施している ()していない ()検討中である			
タクシ			各対象者の要件及び助成内容			
]	対象者		助成要件 2015年度の助成			
代	高齢者		5歳以上で要介護認定を受けている方 (938)人			
助成	障害者	身体、	知的、精神の各障害者手帳所持者 (2,439)人			
)3人	要介護認定者	満75扇	遠以上の方 (938)人			
	- 4- 4 1 . 1. 10	· ~	サッチナル田本光に吐上人ナリロットナナン (九人気見切苦人の吐上			

®宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	(O)実施している ()していない ()検討中である
実施事業の名称	地域福祉振興事業補助金
助成対象	①ふれあいサロン(地域住民同士の交流の場つくり)
助成金について	<u>金額()円→()年額 ()月額 ()1回のみ</u>

	事業に係る費用 20 万円以内			
	拠点の整備に係る費用(初年度のみ) 50 万円以内			
	" (2年目以降) 30万円以内			
助成箇所数	10 箇所			

- (19)介護認定者の障害者控除の認定について
- 1)認定書の発行枚数(2015年度実績) は (357) 枚
- 2)介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。
 - ()申請書を送付している → 2015年度()件
 - ()認定書を送付している → 2015年度()件
 - (○)自動的には送付していない
- 3)認定書の発行の条件
 - ()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している
 - ()介護認定者のうち、要介護 1以上は基本的に発行している
 - ()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している
 - ()介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している
 - ()次のような方法で判断している(特別障害者 要介護3以上で主治医の意見書の日常生活自立 度B1~C2又はIV~M 普通障害者 要介護1以上 ※特別障害者を除く)

2. 国民健康保険 担当課(保険医療課 ⑥は収納課)電話(0562-33-3151)FAX(0562-32-1010)

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2014年度		2015年度		2016年度	
保	所得割	旧但し書き額	X	(6.6) %	X	(6.6) %	X	(6.6) %
保険料	資産割	固定資産税額	×	(25) %	×	(25) %	×	(25) %
税率	均等割	加入者1人につき		23,000 円		23,000円		23,000 円
率	平等割	1世帯につき		21,800円		21,800円		21,800円
1人	.当たり調定	至額(平均保険料)		83, 991 円		90,027 円		88,941 円
一舟	安会計から	の1人当たり法定外繰入額		14,000 円		10,376円		18,571 円

※2016年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2015年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期 高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。また資産割が ある場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
①現役40歳代夫婦と未成年の	医療分	85, 300 円	158,000 円	221,800円
子ども2人の4人世帯	介護分	23, 500 円	46,000円	66,000円
一一一一一一一一	後期高齢者支援分	28, 300 円	55, 700 円	80,700円
②65歳以上74歳以下で年金	医療分	67, 300 円	139,800 円	185,800円
生活高齢者夫婦のみ2人世帯	後期高齢者支援分	23, 300 円	50, 700 円	70, 700 円
③65歳以上74歳以下で年金	医療分	75,800円	121,800円	167, 800 円
生活者·独居世带	後期高齢者支援分	25, 700 円	45, 700 円	65, 700 円

- ③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度
 - 1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。
 - ・生活保護法に規定する保護を受けている者。
 - ・前年中における総所得金額等が 200 万円以下の納税義務者のうち、当該世帯の生計の中心となっていた被保険者で傷病、失業又はその事業を廃止し、もしくは休止したことなどの事情により、当該年中における総所得金額等の見込額が、前年中の総所得金額の2分の1以下に減少すると認められるもの。
 - 2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。
 - ・前年中における総所得金額等が 200 万円以下の納税義務者のうち、当該世帯の生計の中心と なっていた被保険者で傷病、失業又はその事業を廃止し、若しくは休止したことなどの事情によ り、当該年中における総所得金額等の見込額が、前年中の総所得金額の2分の1以下に減少

. 노기 국내 시 시 시 시 시	
すると認められるもの。	
④資格証明書 ※2016年8月1日現在でご記入ください。	
/21/11/2/11/2/11/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/	世帯
2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。	
()必ず面談している ()面談がなくても交付する場合がある ()その他	
3)資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数	
世帯数()世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人
上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数	攵
世帯数()世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人
4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。	
()国の基準どおり実施している	
()独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している	
()高校生世代以下の子どものいる世帯	
()障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯	
()病弱者のいる世帯	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
() 次の場合は、交付対象から除外している	
5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入くださ	/) 0
⑤短期保険証 ※2016年8月1日現在でご記入ください。	
1)有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数	
※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く	
・1カ月以内()人 ・2カ月()人 ・3カ月()人 ・4カ月()人
・5カ月()人 ・6カ月(521)人世帯 ・1年()人 ・その他()
2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。	,
・3か年度以上の保険税を滞納している世帯	
・複数年度にわたり年税額の2分の1を超える滞納額がある世帯	
・資格証明書の交付対象世帯であって、納付相談等において、取り決めた保険税の納付	十分-17
	万伝に
より、誠意をもって、履行することを誓約した世帯のうち、定期的に納付が履行された世帯	
3)短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。	
(〇)通常の保険証と同じ	
()通常の保険証と区分している →表記している文字・マークなど()
⑥保険料(税)滞納者への差押えについて(2015年度)	
1) 差し押さえの基準(督促状を発送した日から 10 日を経過した日までに完納しない場合)	
2)分納者への対応(原則1年以内に完納するように要請)	
3)予告通知書の発行(160)件	
4) 差押之件数 不動産(1)件 預貯金(109)件 生命保険(4)件(内学資保険(0)件)	
その他 (46)件(所得税還付金43件、給与2件、自動車1件)	
5) 競売などによる現金化 (0)件 (0)円	
⑦国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。	
※2016年8月1日現在でご記入ください。	
1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (6) 人	
2)保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (不明)人	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
3) その他()
⑧国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について	
1)一部負担減免制度を実施していますか。	
(O)実施している ()検討中である ()実施の予定がない	
2)実施している場合、	
・生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。	

- ・生活保護基準を目安にした減免基準を満たしている場合、災害や事業・業務の休廃止、失業など による収入の減少などに該当していなくても減免の対象となりますか。 (O)生活保護基準を目安にした減免基準を満たしていれば、減免の対象となる。 ()生活保護基準を目安にした減免基準に加え、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる 収入の減少などの要件を満たす必要がある。) ()その他(3)相談・申請の実績(2015年度) 自治体窓口(電話相談なども含む)への相談件数(0)件 申請件数 (1)件・減免件数 (1)件減免金額 (83,034)円 ⑨高額療養費について 1)申請勧奨 ()自動払いしている ()申請書を送付している (O)通知ハガキを送付している 2) 支給件数(2015年度) ·高額療養費支給件数(9,796)件、金額(585,740,886)円 ・高額療養費該当者の内、未申請件数(750)件、 金額(4.459,366)円 ⑩葬祭費について 1)申請勧奨 ()実施していない ()申請書を送付している (○) 通知ハガキを送付している ()その他(2) 支給件数(2015年度) ·葬祭費支給件数(118)件、金額(5,900,000)円 ・葬祭費支給該当者の内、未申請件数(0)件、金額(0)円 ⑪国保運営協議会について 1) 運営協議会の公開 (O)公開していない ()公開している 2) 運営協議会委員の公募枠 (○) ない () ある → () 人
- 3. 税の滞納について 担当課(収納課)電話(0562-33-3151)FAX(0562-32-1010)
 - ①滞納整理マニュアルはありますか (○)ある ()ない
 - ②滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2015年度)
 - 1) 徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件
 - 2) 換価の猶予の適用件数(0)件
 - 3) 滞納処分の停止の適用件数(4.226)件
 - ③地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2015年度内に引き継いだ件数)(106)件
 - ④地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

原則として資力があると予想され、個人住民税の滞納があり、他の市町村税と併せた滞納額の本税 額が概ね30万円以上ある事案で、かつ、徴収が困難と認められるもの。

- ⑤少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか
 -)引き継ぐ (〇)引き継がない

4. 生活保護 担当課(福祉課)電話(0562-33-3151)FAX(0562-32-1010)

- ①生活保護の申請件数とその保護件数について
 - 2015年度相談件数 (175)件、申請件数 (67)件、そのうち保護開始件数 (54)件
- ②2016年4月現在の受給世帯数と人数 (379)世帯 (545)人
- ※以下は市のみお答えください
- ③生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	-	/ // - 1/10					
	生剂	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数		
	正規	生保担当の		非正規	世帯数	人数	
	職員数	平均在信	£年数	職員数			
2015年4月現在	6人	1年	4 カ月	0人	66 世帯	94 人	
2016年4月現在	6人	1年	8 カ月	0 人	64 世帯	91 人	

④生活保護窓口等への警察官OBの配置について	
警察官OBの配置はありますか ()ある (O)ない	
「ある」場合 配置している人数()人 ※今年度の人数をご記入ください	
配置を開始した年月()年()月	
その職員が担当している業務()
「ない」場合 今後の計画は(O)ない ()ある ()検討中	,
計画が「ある」場合の配置予定時期と人数(年末月)(۱ (
5生活困窮者自立支援のための事業について) //
	~1 \
1) 実施しているものに〇印をつけ、運営形態と委託の場合は委託先を記入してくだる	, ,°
(O)自立相談支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()
(O)住宅確保給付金の支給 (O)直営 ()委託 → 委託先()
()就労準備支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()
()一時生活支援事業 ()直営()委託 → 委託先()
()家計相談支援事業 ()直営()委託 → 委託先()
()子どもの学習支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()
()その他(記述:)	
2) 就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 ()カ所	
5. 子育て支援策 担当課()電話()FAX()
①「子どもの貧国対策大綱」を受けた、自立支援計画について	
1) 自立支援計画の有無について (O)ある(27 年 3 月策定) ()ない	
2) 自立支援給付金事業について (〇)実施(18 年 4 月実施) ()未実施	
2015年度実績(2)件 給付額(896,000)円	
2016年度予算 (7)件 給付額(921,000)円	
3) 日常生活支援事業について (O)実施(16 年 4 月実施) ()未実施	
2015年度実績(13)件 給付額(62,910)円	
·	
2016年度予算(48)件 給付額(147,000)円	
4) 教育・学習支援について ()実施(年 月実施) (O)未実施	`
2015年度実績 () 力所() 人 実施時期()
2016年度予算 () 力所()人 実施時期() () () () () () () () () ())
5)NPOなどが取り組む「無料塾」や「こども食堂」への支援について	
•「無料塾」への支援について ()実施(年 月実施) (O)未実施	
2015年度実績 ()カ所()人、 2016年度予算 ()カ所()人
支援方法()	
・「こども食堂」への支援について ()実施(年 月実施) (○)未実施	
2015年度実績 ()カ所()人、 2016年度予算 ()カ所()人
支援方法()	
②子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその	り内容をご記入く
ださい。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得	制限など)
※2016年9月1日現在、または今後変更を予定している場合は実施時期と内容をご	記入ください。
・小中学生の入院外の現物給付(所得制限なし)	
③子どもの医療費助成制度で、入院時食事療養費の自己負担部分の助成を	
実施の有無 ()実施している (〇)していない ()検討中である	
()子ども医療費助成制度の対象年齢と同じ	
助成対象者)
患者自己負担額 ()無料)
助成方法 ()現物給付 ()償還払い	/
4就学援助	
(4) M.子伎の 1) 保護者への広報はどのようにしていますか。	
(O)入学説明会 (O)入学式 ()始業式 (O)ホームページ (O)ホームペーン (O)ホーム (O)ホームペーン (O)ホーム (O)ホームペーン (O)ホームペーン (O)ホームペーン (O)ホームペーン (O)ホームペーン (O)ホーム	·
- (0)八子就吻云 (0)八子丸 ()炉耒丸 (0)小一グペーン (0)爪	
()その他()	7.公 轮

2) 就学援助の認定対象基準をご記入ください。 生活保護基準額の(1.3)倍未満 (※保有する資産等は含めない、世帯内の前年所得で審 査) そのほか ・生活保護が停止または廃止された ・市町村民税が非課税または減免された ・個人事業税または固定資産税が減免された(新築による減免を除く) ・国民年金の掛金が減免、または国民健康保険税が減免もしくは徴収猶予された ・児童扶養手当が支給された ・生活福祉資金の貸付を受けた ・職業安定所登録日雇労働者 である 3) 生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。 ()就学援助認定基準を引き上げた →【2015 年度 倍 → 2016 年度 倍】 ()何もしていない (〇)その他(下欄にご記入ください) 2013 年度 1.0 倍 → 2014 年度 1.3倍 2015 年度 1.3 倍 2016 年度 1.3倍 4) 就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。 ・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (1,756,898)円 •4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (2,497,482)円 5)申請書の受付先 ()市町村窓口 ()学校 (O)市町村窓口と学校のどちらも可 6) 民生委員の証明は必要ですか ()必要である (〇)必要ない 7) 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。 2016年度 2015年度 受給者数 649 人 625 人 8.5% 8.3% ※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。 受給割合 ※2016年度の支給額は見込み額をご記入ください。 48, 943, 000 支給額 45, 564, 815 Щ 円 8) 就学援助家庭の給食費の支払い方法 (O) 現物支給 () 償還払い () その他 9) 就学援助の項目について (O)学用品費 ()体育実技用具費 ()入学準備金 (O)通学用品費 ()通学費 (O)修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 (O)給食費 (O)校外活動費(宿泊を伴わないもの) (O)校外活動費(宿泊を伴うもの) (O)医療費 (O) 日本スポーツ振興センター掛け金 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品 ()その他(⑤学校給食について(2016年度) 1)給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べられていますか。 (O)食べられている ()未納者には給食支給を停止している ()その他 給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど) 就学援助の相談を勧めている。 2)給食費への自治体独自の補助などの施策 (例:半額補助、第2子以降無料など) なし 3) 給食の実施状況 自校方式実施数 センター方式実施数 1食当たりの 全校数 直営 委託 直営 委託 給食費 小学校 10 校 校 校 10 校 校 250 円 中学校 5 校 校 校 5 校 校 270 円

⑥児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2015年度)

1)件数(18)件 対応職員(5)人、うち専門職(1)人

- 2) 専門職の職種について ()児童福祉司 ()社会福祉士 ()臨床心理士 ()保健師 ()保育士 ()教員 (O)その他()
- 3) 現状に対する課題

今後予定されている児童福祉法の改正による市町村での専門職の配置に対応できるよう、資格 のある正職員を配置し、対応の強化を図ること。(現在の専門職は臨時雇用のため)

- 4) 未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について
 - ・関係機関による要保護児童対策地域協議会での情報共有と適切な対応の検討
 - ・学校、保育園、保険センターとの定期的な情報交換
 - ・全国共通ダイヤル「189」PRのための啓発活動
- ⑦児童のいじめに対する対応策はどのようにとっていますか。
 - いじめ問題等対策会議の設置、いじめ防止基本方針の策定、いじめ防止対策委員会の設置
- ⑧保育について
 - 1) 国が2月18日に出した、朝夕の保育士配置の緩和、小学校教諭・幼稚園教諭などを保育士と見なす緩和等々の「保育所等における保育士配置に係わる特例について」について、愛知県は条例に盛り込みました。
 - (〇)積極的に活用する ()活用しない ()わからない その理由(**早朝・延長保育担当の保育士の雇用が非常に困難であるため、積極的な活用を検討** したい。)
 - 2) 待機児童(**0**) 人 (O歳児 人1歳児 人2歳児 人3歳児 人4歳児 人5歳児 人 利用保留児童(隠れ待機児童)(47) 人 (**※平成 28 年 8 月 1 日現在**)
 - (0歳児24人1歳児20人2歳児3人3歳児0人4歳児0人5歳児0人) ※隠れ待機の定義が明確でないため、利用できる園があるにも関わらず、特定園 を希望している方、育児休業中の方等で入所申し込みされている方をカウント しています。

具体的な解消方法(**民間事業者による受け入れ定員の拡大や、保育需要に対応した既存園の 年齢毎のクラス編成の見直**)

- 6. 高齢者医療など 担当課(保険医療課)電話(0562-33-3151)FAX(0562-32-1010)
 - ①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。
 - (O)対象にしている ()縮小して対象にしている ()県基準どおりにした
 - ②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。
 - ・75歳以上の精神障害者保健福祉手帳3級所持者(精神病床への入院に限る。償還払い)
 - ・75 歳以上の自立支援医療受給者(精神通院に限る。現物給付)
 - ③2016年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療被保険者 (9,864)人

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者

(1.357)人

内 ひとり暮らし非課税者(129)人

- その他の県基準を上回る市町村独自対象者(-)人

④後期高齢者医療について

保険料滞納者数(31)人 短期保険証発行人数(5)人

差し押さえ(2015年度)件数(0)件、金額(0)円

7. 障害者施策 担当課(福祉課)電話(0562-33-3151)FAX(0562-32-1010)

①訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

次多人(hund light 2007) か 1 か 7 1 0 1 1 0 1 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0							
	支給者数(人)	昨年同月比(%) 最多支給時間数		平均支給時間数			
			(時間)	(時間)			
居宅介護	143	111.7	340	32.4			
重度訪問介護	2	200	236.5	143.3			
行動援護	23	104.5	265	42.9			
同行援護	7	116.7	60	26.6			

- ②地域生活支援事業の移動支援
 - 支給者数(169)人 最多支給時間数(120)時間 平均支給時間数(22.7)時間
- ③訪問系サービスの支給基準 ()あり
- (0)なし
- ④計画相談支援の8月利用実績 (257)人
 - 計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください
- ⑤介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について
 - 1) 併給をしている人の人数(11)人(28年7月1日現在)・対昨年同月比(220)%
 - 2)併給している障害福祉サービスの居宅介護について 平均何時間支給していますか(33.3)時間
 - 3) 介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件(いずれかに○)
 - (O)介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービス の上乗せが可能としている。
 -)上記に加え、何らかの条件を設けている。
 - ※どのような条件があるか、できるだけ詳しく記入してください。
 - (例)・要支援の該当者は、上乗せができない。
 - ・障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)
 - ・介護保険の要介護度が要介護5の者(ただし区分変更しても要介護5にならない場合 は、要介護4以下でも検討可能)
 - ・介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等
- ⑥65歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について
 - 介護給付支給決定者数(17)人(28 年 7 月 1 日現在)
 - 訓練等給付支給決定者数(3)人(28年7月1日現在)

8. 健診事業 担当課(健康推進課)電話(0562-33-0050)FAX(0562-33-1529)

- ※2016年度の実施状況をご記入ください。
 - ①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □												
健診(検診)の種類			実施方式		式	個別方式			集団方式			前年度
					, , ,	自己負担	毎	年受診	自己負担	毎	年受診	受診率
特定健診			個別	•	集団	無	Ħ,	・不可	無	可	・不可	48.1%
がん検診	胃がん	X線	個別	•	集団	2,600	Ħ,	・不可	900	可	・不可	8. 2%
		内視鏡	個別	• ;	集団		Ħ,	・不可		百	・不可	
	大腸がん		個別	•	集団	400	Ħ,	・不可	300	可	・不可	11.3%
	肺がん		個別	•	集団	無	Ħ,	・不可	無	可	・不可	48. 1%
	子宮がん		個別		・集団	節目年齢	可					10.0%
				ا . [のクーポ		・不可	700	可・不可		
]		ン対象者				F)	- >[v H]	
						は、無、700						
	乳がん(マンモグラフィー)		個別			節目年齢						14.0%
				1 . [集団	のクーポ	F	· 不可	900		可・不可	
				•	果凹	ン対象者	Н,	II • \L HI	900	1)	• \L H	
						は、無、900						
	前立腺がん		個別	•	集団	500	P,	・不可	300	可	・不可	9.0%
歯周疾患			個別	• :	集団	無	Ħ	・不可		可	・不可	7. 1%

- ②乳がん検診時の視触診について
 - (O)実施している ()実施していない
- ③乳がん検診時に超音波検査の実施を
 - ()対象としている【対象年齢
 - (〇)対象としていない

1

- ()実施している → 健診内容 ()特定健診と同じ (○)特定健診とは異なる()実施していない
- ④歯周疾患検診の対象年齢・回数
 - () 節目年齢に限定せず毎年受けられる () 40・50・60・70歳の年に受けられる
 - (〇) その他(25,30,35,40,45,50,55,60,70歳の年に受けられる)

【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2015年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日			
囲	①消費税率の10%引き上げ中止を求める意見書・要望書	年 月 日			
	②若者も高齢者も安心の年金制度の確立を求める意見書(要望書)	2015年10月27日			
	③介護保険制度の改善を求める意見書・要望書	2016年7月 日			
	④18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書・要望書	年 月 日			
	⑤福祉医療助成に対する国庫負担金削減措置の廃止を求める意見	年 月 日			
	書•要望書	十 万 卩			
	⑥後期高齢者の保険料軽減特例の恒久化を求める意見書(要望書)	2016年 7月 日			
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書・要望書	年 月 日			
	②県民の医療を守り、医療提供体制の充実を求める意見書・要望書	年 月 日			

【3】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

- ①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ②介護保険の補足給付申請時に利用者が提出する、申請書の様式及び同意書や資産内訳書等の関連文書
- ③アンケート【1】1の⑩の「障害者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ④アンケート【1】3の①の「滞納整理マニュアル」(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑤就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑥国保一部負担金の減免に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です)
- (アアンケート【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2015年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました